

無線運用規則

平成 24 年 10 月 1 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、当協会が設置する無線の運用に関し必要な事項を定めることにより、一般事務における適正かつ円滑な無線業務の実施と、災害時における当協会職員生命および財産を保護するための通信連絡体制を確立するとともに、各執行部局その他関係機関との連携の下に、平常時における無線の有効かつ高度な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地局 携帯局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (2) 陸上移動局 陸上を移動中またはその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (3) 中継局 専ら通信の中継を行う無線局をいう。
- (4) 携帯局 陸上、海上もしくは上空の一もしくは二以上にわたり携帯して移動中またはその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

第 2 章 基地局等の設置および組織

(設置)

第 3 条 基地局、陸上移動局、中継局および携帯局（以下「基地局等」という。）は、別に事務長が定める場所に設置する。

(無線管理者)

第 4 条 無線の運用に係る事務を統括するため、無線管理者を置く。

(副無線管理者)

第 5 条 無線管理者の事務を補佐するため、基地局等に副無線管理者を置く。

2 次の各号に掲げる基地局等の副無線管理者は、それぞれ当該各号に掲げる者の中から、無線取扱者である者をもって充てる。

- (1) 事務局に設置する携帯局 管財部長または管財部次長
- (2) 防災に関する部局に設置する携帯局 防災に関する部局の主任担当者
- (3) その他の基地局、中継局および携帯局 当該基地局、中継局および携帯局が設置された施設等を管理する部局の長、次長または主任担当者

3 無線管理者は、当該基地局等の運用に係る事務を掌理する。

(無線取扱者)

第6条 事務局に設置する基地局または中継局に無線取扱者を置き、無線従事者の資格を有する職員をもって充てるよう努めなければならない。

2 無線取扱者は、無線管理者の命を受け、当該基地局等の設備の操作および運用に係る事務を分掌する。

3 無線取扱者は、次各項に掲げるものを常に携行しなければならない。

- (1) 無線管理者の発行する使用許可証または当協会の乗職員証
- (2) 無線従事者免許証または身分を証明する書類
- (3) 運用する無線の登録状の写し

第3章 運用

(運用時間)

第7条 無線は、当協会の業務時間に常時運用するものとする。

(通信の種類)

第8条 無線で利用できる通信の種類は、音声とする。

第4章 災害時等における措置

(待機命令等)

第9条 無線管理者は、災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、その他特に必要があると認める場合は、直ちに、関係する基地局等の無線取扱者にその旨を通知するものとする。この場合において、無線管理者は、無線取扱者を待機させ、通信の確保のために必要な措置をとらせなければならない。

(通信の規制等)

第10条 無線管理者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、その他特に必要があると認める場合は、一般事務等のための通信を規制する等必要な措置をとることができる。

第5章 維持管理等

(協議会の設置)

第11条 無線の円滑かつ機動的な運用を図るため、他の組織または個人と共同して無線を運用するときは、当該組織等の各々無線管理者で構成する協議会を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(維持管理等)

第12条 無線の維持管理は、当協会が行なうものとする。

2 協議会を設置して運用する無線の維持管理および維持管理に要する経費の

負担については、前項の定めによらず協議会で定める。

(無線の活用)

第13条 当協会および各執行部局は、無線の運用に当たっては、操作方法の習熟のために、一般業務への活用に努めるものとする。

(無線管理者への報告義務)

第14条 無線取扱者は、通信設備が故障したとき、その他基地局等の運用に支障を及ぼす事実が生じた場合は、直ちに、その旨を無線管理者に報告しなければならない。

(日常の点検)

第15条 無線取扱者は、日常、基地局等の正常な運用を確保するために必要な点検を実施しなければならない。

(細則)

第16条 この規則に定めるもののほか、無線の運用に関し必要な事項は、事務長が別に定める。